

稲城市告示第101号

稲城市道路線の供用の開始について

次のとおり市道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項本文の規定により、その旨を公示する。なお、同項本文の図面は、この告示の日から2週間、稲城市役所都市建設部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月18日

稲城市長 高 橋 勝 浩

1 路線名及び区間

路線名	区間
市道矢野口1993号線	矢野口2999番19地先から 矢野口2994番2地先まで

2 供用を開始する日 この告示の日

案 内 図

三沢川

稲城第三中学校

本郷根方通り

市道矢野口1993号線

凡 例

供用開始区間



供用開始済区間



路線名	区間	供用開始の幅員(m)	供用開始の延長(m)
市道矢野口1993号線	矢野口2999番19地先から 矢野口2994番2地先まで	16.00～24.50	68.61

位置図

市立稲城第三中学校

稲城第三中学校

本郷根方通り

市道矢野口1993号線

(建設中)

凡 例

供用開始区間

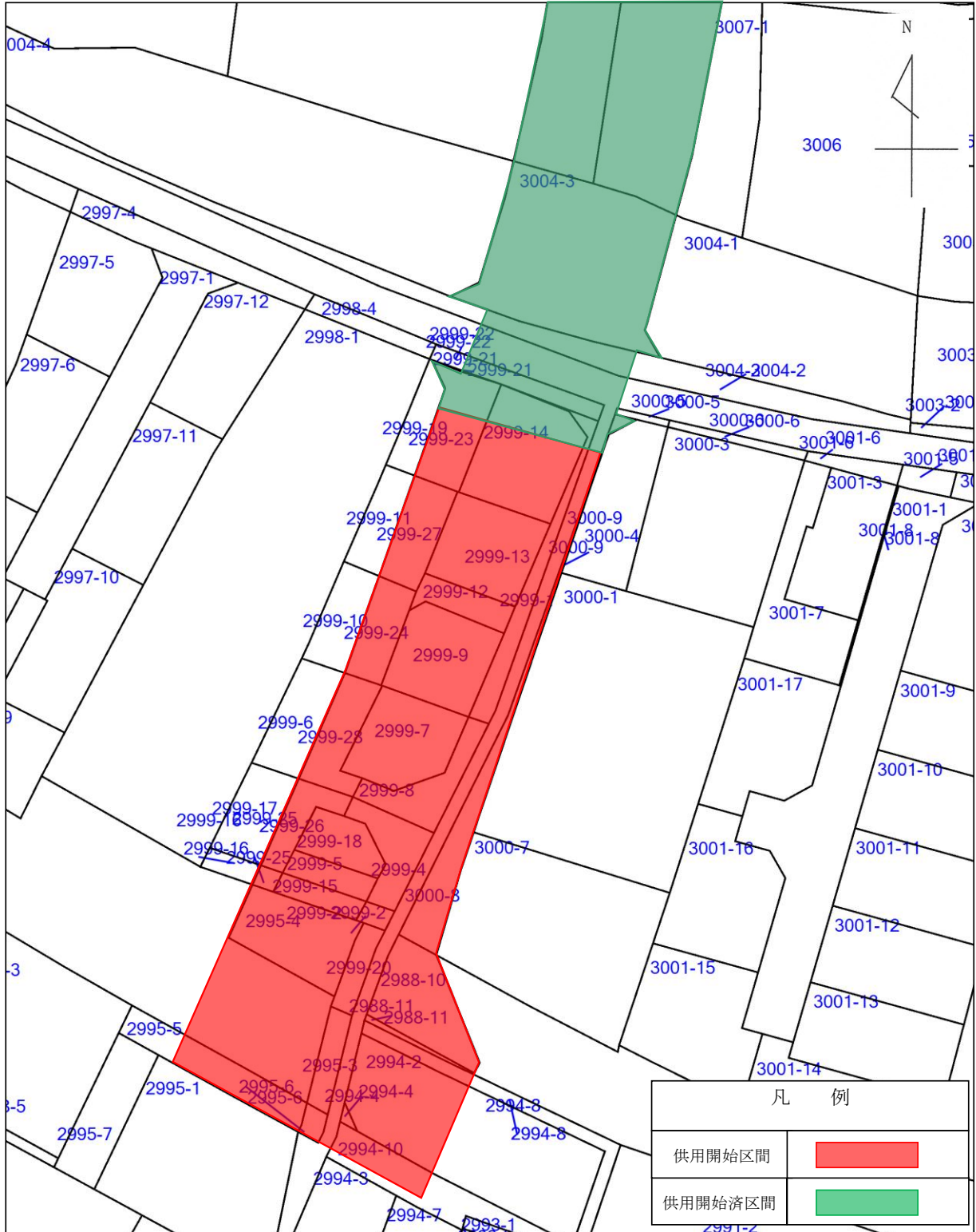


供用開始済区間



路線名	区間	供用開始の幅員(m)	供用開始の延長(m)
市道矢野口1993号線	矢野口2999番19地先から 矢野口2994番2地先まで	16.00～24.50	68.61

公 函 写



路線名	区間	供用開始の幅員 (m)	供用開始の延長 (m)
市道矢野口1993号線	矢野口2999番19地先から 矢野口2994番2地先まで	16.00～24.50	68.61